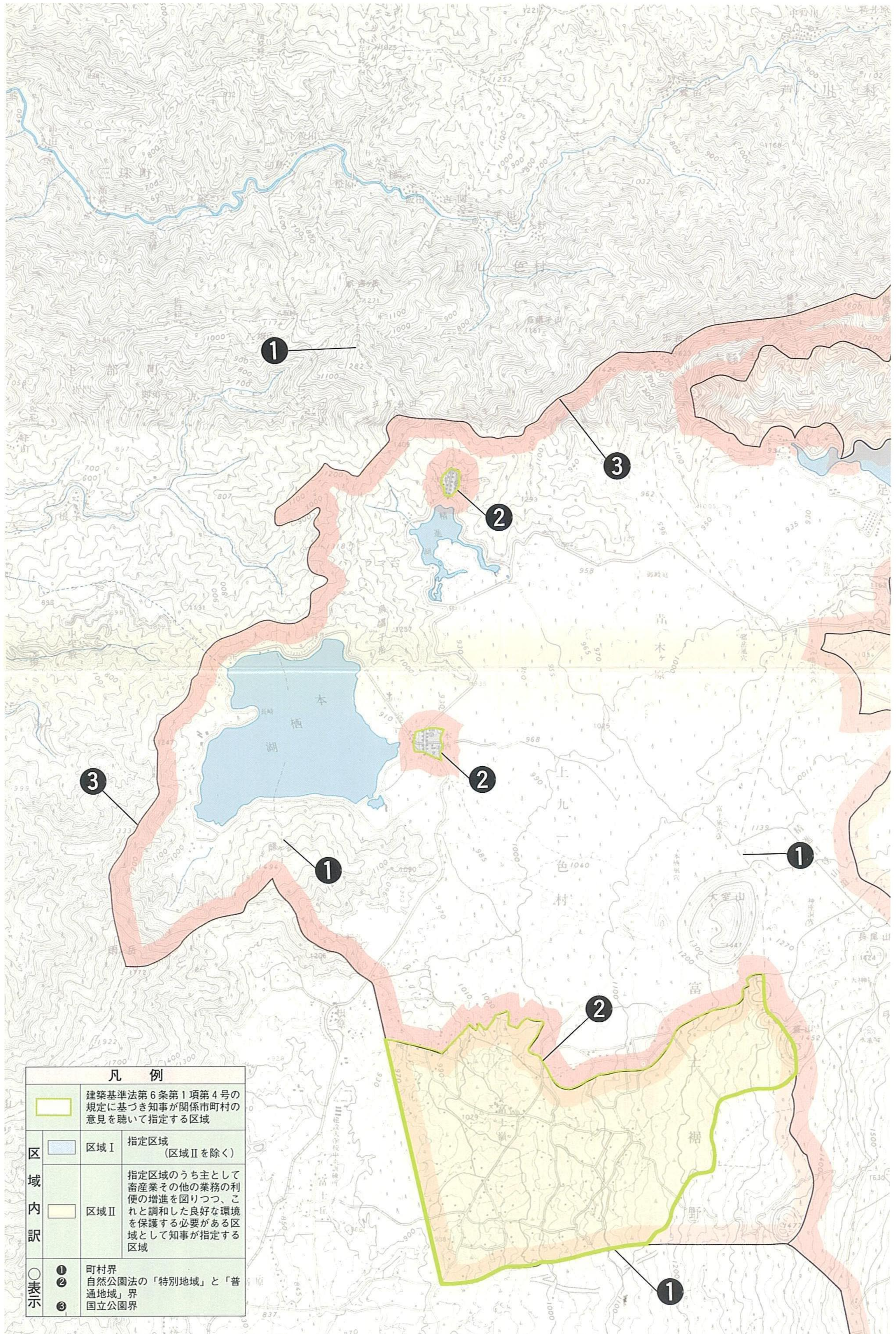


# 上九一色村における知事の指定する区域



凡 例	
	建築基準法第6条第1項第4号の規定に基づき知事が関係市町村の意見を聴いて指定する区域
区 域 内 訳	区域Ⅰ 指定区域 (区域Ⅱを除く)
	区域Ⅱ 指定区域のうち主として畜産業その他の業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した良好な環境を保護する必要がある区域として知事が指定する区域
○ 表 示	① 町村界
	② 自然公園法の「特別地域」と「普通地域」界
	③ 国立公園界